

## 指定障害福祉サービス事業者の指定後の手続について

対象…生活介護、短期入所、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援 A 型、  
就労継続支援 B 型、就労定着支援、共同生活援助

### 1 変更届提出の際の留意点

#### (1) 変更届の届出日について

変更後10日以内に提出してください。

※ただし、加算等に係る変更届は、届出が15日以前になされた場合は翌月から、届出が16日以降になされた場合は翌々月から算定が可能です。

変更届提出の際は、必ず届出書一式のコピーを事業所で保管してください。

#### (2) 事業所の新設又は移転について

新たに使用する物件が各事業の設備基準のほかに消防設備やバリアフリー設備等関係法令を満たしていることが必要となりますので、事業所を新設等する場合は、必ず事前に障害者福祉課事業者指定担当に御連絡願います。

なお、消防設備（消防署）、バリアフリー関係（建築審査課及び建築指導課）、用途地域による建築物の用途制限（都市計画課）等については、関係機関への確認をお願いいたします。

#### (3) 変更届様式の所在について

八王子市ホームページ：事業者の方へ>障害者施設の開設・届出等>指定障害福祉サービス事業等について>各事業の変更の届出書類について  
<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/012/002/henkounadonituite/p023171.html>

#### (4) サービス管理責任者について

サービス管理責任者になるためには、実務経験者であることかつ研修（相談支援従事者初任者研修2日課程及びサービス管理責任者研修）を終了している必要があります。

※必要な実務経験については、別紙「サービス管理責任者の実務経験一覧表」を御覧ください。ただし、平成31年度からサービス管理責任者研修の見直しがあります。

また、新規開設事業所のサービス管理責任者の配置に係る猶予措置が平成31年3月31日をもって終了いたします。猶予措置の適用を受けている事業所は研修の修了証明書を御提出ください。

猶予措置終了後は実務経験者であっても、研修を終了していない場合は、来年度以降、サービス管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなります。

## 2 指定変更申請の際の留意点

生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型については、定員を増加する際には、前月 15 日までに**指定変更申請**を行う必要があります。

## 3 事業所の廃止・休止の際の留意点

- (1) 指定を受けた事業所を廃止又は休止しようとする場合は、廃止又は休止の日の一月前までに届出が必要です。
- (2) 事業所の廃止又は休止の際には、利用者全員の現に指定障害福祉サービスを受けている氏名、希望サービス等を記載したリスト及び、利用者の希望や意向を聴取した個々の面談記録等を確認できる書類の提出を求めます。
- (3) 廃止・休止届様式の所在

八王子市ホームページ：事業者の方へ＞障害者施設の開設・届出等＞指定障害福祉サービス事業等について＞変更・廃止・休止・再開・辞退について

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/012/002/henkounadonituite/p003171.html>